

平成30年10月22日	資料3
第32回保険者による 健診・保健指導等に関する検討会	

特定健診・特定保健指導における消費税率変更に係る対応について

特定健康診査・特定保健指導における消費税率変更に係る対応について

- 特定健康診査・特定保健指導は役務の提供に当たることから消費税の課税対象となっているため、現在、消費税の8%が単価に転嫁されている。
- 消費税については、2019年10月に8%から10%へ引き上げられる予定である。
- 特定健康診査・特定保健指導は消費税率変更が予定されている時期に実施している保険者も多いことから、消費税率変更後の運用等（受診券の取扱い、請求・支払方法等）について整理する必要がある。
- このため、2019年10月に予定されている消費税率変更に係る特定健康診査・特定保健指導の運用等については、2015年10月に予定されていた消費税率変更を想定し整理した「特定健診・保健指導における今後の消費税率変更に係る対応方針について」等を参考にしつつ、実務的な観点からの課題について検討を行うため、「実務担当者による特定健診・特定保健指導に関するワーキンググループ」において議論することとしてはどうか。
- なお、保険者及び実施機関において消費税率変更に係る対応が必要となることから、当該ワーキンググループにおける議論は11月下旬を目途とし結論を得る。

○ 消費増税に関する主な検討事項

1. 特定健康診査、特定保健指導の単価の算出方法等

- ・ 特定健康診査、特定保健指導の単価の算出方法
- ・ 負担率を採用している場合の実施機関窓口における負担額の算出方法
- ・ 負担上限額を採用している場合の実施機関窓口における負担額の算出方法
- ・ 特定健康診査等における課税基準日の整理

2. 請求事務、集合契約の取扱いについて

- ・ 消費税率変更に係る請求事務の取扱い
- ・ 特定健康診査、特定保健指導の単価の変更に係る集合契約の取扱い

3. 特定健康診査受診券・特定保健指導利用券の発券のルール

(参考) 特定健診・保健指導における今後の消費税率変更に係る対応方針について (平成26年12月26日)

※ 「特定健診・保健指導における今後の消費税率変更に係る対応方針について」は2015年10月の消費増税を想定し、2014年度に「実務担当者による特定健診・特定保健指導に関するワーキンググループ」で整理したもの。なお、当該整理は議論の過程で2017年4月に消費増税の延期が決定したことから、年度開始の4月に消費税率が変更となる場合を想定している。

1. 消費税率変更日をまたぐ特定保健指導に係る費用の算出について

- 特定保健指導（積極的支援）の初回面接が消費税率変更前、実績評価が消費税率変更後に実施された場合の算出方法（集合契約Bの場合）は、以下のとおりとする。

（8%増税時の金額を基にした例）

税抜単価：10,000円、税率変更：5%→8%、自己負担割合：30%

初回面接時 $(10,500円 - 3,150円) \times 4/10 = 2,940円$

実績評価時 $(10,500円 - 3,150円) \times 6/10 \times 108/105 = 4,536円$

※円未満端数の四捨五入は計算途中で行わず最後で行う。

※特定保健指導（動機付け支援）の算出方法も同様の考え方とする。

- 今後消費税率の変更が行われた日から上記算出方法を適用する。
- 併せてフリーソフトを改修する予定である。

2. 集合契約の見直しについて

年度開始の4月に消費税率が変更となる場合は、同一年度内で複数の単価を管理する必要がないため、平成26年4月における消費税率変更に係る対応と同様とする。（システム対応は行わない。）

3. 特定健診実施日における課税基準日の整理について ※課税基準日は健診実施日

年度開始の4月に消費税率が変更となる場合は、平成26年4月の消費税率の変更に係る対応と同様の対応を原則とする。

4. 外税表示について

消費税率の変更が頻繁に行われることは想定しがたいため、総額表示を基本とする。（集合契約Bの契約書ひな型の見直しは行わない。）

5. 保険者の事務について

国においては、消費税率変更時の審査支払事務が円滑に行われるよう、消費税率変更後の委託料単価を審査支払機関へ速やかに提供するよう関係団体に協力を要請するなど、事務連絡による注意喚起を行う。

6. 決済代行機関の事務について

審査支払機関と各保険者あるいは健診機関との間で交わされる支払額通知の内容等については、各々関係者間で調整する。